

スポーツで
いい汗、いい顔、いい仲間

山形県体育館 ・ 山形県武道館

施設利用のご案内



山形県体育館



山形県武道館

山形県体育館
山形県武道館

住所 山形市霞城町1番2号
TEL 023 (644) 5656 (代表)
FAX 023 (644) 5655

指定管理者 公益財団法人山形市スポーツ協会
ホームページアドレス <http://yamagatasi-taikyou.jp/>

施設・設備の概要

1. 体育館

= 主競技場 =

フロア面積 $45\text{m} \times 42\text{m} = 1,890\text{m}^2$

舞台間取り 間口28m × 奥行き 9m 高さ 7.5m

(1) 敷地面積 14286.37m^2 (武道館敷地を含む。)

(2) 建築構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 (地上3階、地下1階)

(3) 建築延べ面積 $6,980.04\text{m}^2$

内訳	地下	1階	2階	3階
	416.09m^2	4030.56m^2	2036.11m^2	497.28m^2

(4) 収容人員 5,404名

(2・3階 固定観客席 2,404席、主競技場設営可能席数 3,000名)

(5) 竣工 昭和41年6月30日

(6) 総工費 3億4,200万円

(7) 施設内容 バスケットボール 2面、バレーボール 3面 (練習4)、バドミントン 10面
卓球 (29台保管)、ハンドボール 1面、テニス 2面 (冬期間のみ使用可)
ボクシング、フェンシング、剣道、柔道 等

= 小競技場 =

フロア面積 $24\text{m} \times 36\text{m} = 905.55\text{m}^2$

(1) 建築構造 鉄骨造 (平屋建て)

(2) 建築延べ面積 905.55m^2

(3) 竣工 昭和46年12月31日

(4) 総工費 2,682万円

(5) 施設内容 バスケットボール 1面、バレーボール 2面、バドミントン 6面、卓球 (14台保管)
テニス 1面 (冬期間のみ使用可)、ボクシング、フェンシング、剣道、柔道 等

2. 武道館（1階 合宿所・2階 柔道場・3階 剣道場）

(1) 建築構造 鉄骨、鉄筋コンクリート造（3階建て）

(2) 建築延べ面積 1504.27 m²

内訳	1階	中2階	2階	3階
	444.75 m ²	22.72 m ²	518.4 m ²	518.4 m ²

(3) 竣工 昭和42年10月31日

(4) 総工費 6,500万円

= 合宿所 =		武道館 1階	1号室 (和室) 30畳 (定員 20名)	2号室 (洋室) ベッド (定員 14名)	3号室 (洋室) ベッド (定員 14名)	5号室 (和室) 13.5畳 (定員 6名)	6号室 (和室) 指導員室 (定員 3名)
		合宿所収容人数 (定員計 57名)					
		トイレ(男女各1)、食堂(1)、浴槽(1)、ランドリー(1) 等					

= 柔道場 =		武道館 2階	フロア面積 13.8m × 27.0m = 372.6m ²
		トイレ(1)、更衣室(男女各1)、シャワー室(1) 等	

= 剣道場 =		武道館 3階	フロア面積 13.8m × 27.0m = 372.6m ²
		トイレ(1)、更衣室(男女各1)、シャワー室(1) 等	

施設の利用について

- 施設の利用については、専用利用、個人利用共に事前のご予約が必要となります。
利用希望申込期間は **使用前月の1日から11日の間** に直接の来館若しくはお電話でお申し付け下さい。
- **利用希望の可・不可の確認** は利用前月の **16日より** お電話若しくはご来館により行って下さい。
(利用希望の調整を行いますのでご希望に添えない場合がございます。)
- 毎月16日より翌月末までの施設の空き部分については、随時ご予約が可能です。電話又はご来館の上お申し付けください。
- 貸切等の専用利用の場合は **使用日の2週間前まで** に、使用料を添え使用許可の手続きを完了して下さい。
- 個人利用（バドミントンコート3面分までのコートサイズのご予約及びご利用）の場合は、**利用当日の使用開始までに利用人数分のチケットをご購入の上ご利用下さい。**
- 体育館・武道館・合宿所等の手続き、打合せ等につきましては、休館日等を除き、午前9時より午後9時まで体育館事務室にスタッフが常駐しておりますのでお申し付けください。（原則、毎月、第3月曜日は施設点検日。12月29日から翌年1月3日までは休館日とさせていただきます。）
- 利用時間には準備・清掃・後片付けの時間を含めてご計画下さい。
- 利用許可申請書や個人券チケットはご利用内容確認時に必要となります。
提示を求められた際に提出できるよう、ご利用終了時まで、お手元にお持ちください。
- 利用料金は前納になります。既に納めて頂いた利用料金は原則としてお返しできません。

山形県体育館・武道館施設利用料金

◎ 主競技場の全部(ステージを含む。)を単独で使用する場合

区分				日中料金 9時～18時まで	夜間料金 18時～21時まで	早朝料金 5時～9時まで	
アマチュア スポーツに 使用する場合	入場料を 徴収しない場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 までごと	900円	1,300円	日中料金 に準ずる	
		上記以外の場合 (一般)		1,800円	2,600円		
	入場料を 徴収する場合	児童生徒等のみ が使用する場合		1,800円	2,600円	深夜料金 21時～5時まで	
		上記以外の場合 (一般)		3,600円	5,200円		
アマチュア スポーツ 以外の用途に 使用する場合	入場料を徴収しない場合			9,000円	13,000円		夜間料金 に準ずる
	入場料を徴収する場合			36,000円	52,000円		

◎ 主競技場の北側又は南側の部分を単独で使用する場合

区分				日中料金 9時～18時まで	夜間料金 18時～21時まで
アマチュア スポーツに 使用する場合	入場料を 徴収しない場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 までごと	450円	650円
		上記以外の場合 (一般)		900円	1,300円

◎ 小競技場の全部を単独で使用する場合

区分				日中料金 9時～18時まで	夜間料金 18時～21時まで	早朝料金 5時～9時まで	
アマチュア スポーツに 使用する場合	入場料を 徴収しない場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 までごと	450円	650円	日中料金 に準ずる	
		上記以外の場合 (一般)		900円	1,300円		
	入場料を 徴収する場合	児童生徒等のみ が使用する場合		900円	1,300円	深夜料金 21時～5時まで	
		上記以外の場合 (一般)		1,800円	2,600円		
アマチュア スポーツ 以外の用途に 使用する場合	入場料を徴収しない場合			4,500円	6,500円		夜間料金 に準ずる
	入場料を徴収する場合			18,000円	26,000円		

◎ 個人券でのご利用 (体育館 ・ 武道館)

区分	① 午前の部 9:00 ～ 12:00	② (区分内 4時間まで利用可) 午後の部 12:00 ～ 16:00 夕方の部 16:00 ～ 18:00	③ 夜間の部 18:00 ～ 21:00
----	---------------------------	--	----------------------------

個人利用券	販売単位 1枚毎	中学生以下	60円	上記①～③の区分毎に 利用者数・利用者区分に 沿った利用券を購入の上で 施設をご利用ください。
		高校生	110円	
		一般	220円	
個人利用 回数券	販売単位 11枚綴り	中学生以下	600円	
		高校生	1,100円	
		一般	2,200円	

◎ 柔道場又は剣道場の全部を単独で使用する場合

区分			日中料金 9時～18時まで	夜間料金 18時～21時まで	早朝料金 5時～9時まで	
アマチュア スポーツに 使用する場合	入場料を 徴収しない場合	児童生徒等のみ が使用する場合	300円	400円	日中料金 に準ずる	
		上記以外の場合 (一般)	600円	800円		
	入場料を 徴収する場合	児童生徒等のみ が使用する場合	600円	800円	深夜料金 21時～5時まで	
		上記以外の場合 (一般)	1,200円	1,600円		
アマチュア スポーツ 以外の用途に 使用する場合	入場料を徴収しない場合		2,400円	3,200円		夜間料金 に準ずる
	入場料を徴収する場合		4,800円	6,400円		

◎ 設備

区分	使用の単位		使用料金の額
合宿所	1人1泊当たり	児童生徒等のみ が使用する場合	350円
		上記以外の場合	450円

区分	使用の単位	使用料金の額	アマチュアスポーツ以外の 用途に使用する場合
会議室 (電気料含む)	1時間当たり	250円	500円
ステージのみを 単独で使用する場合	1時間当たり	300円	600円
放送設備	1時間当たり	400円	800円
電光掲示板	1組1時間当たり	700円	1,900円

◎ 電気消費に係る加算額

区分	使用の単位		加算額
山形県体育館 照明	1時間当たり	全面 全灯使用	2,400円
		全面 1/2灯 使用 若しくは 半面 全灯使用	1,200円
		半面 1/2灯使用	600円
		ステージ灯	600円
		小競技場	150円
		特殊電源装置	500円
山形県武道館 照明	1時間当たり	柔道場	100円
		剣道場	100円

◎ 暖房使用に係る加算額

区分	使用の単位		加算額
暖房	1時間当たり	山形県体育館主競技場	9,500円
	1人1泊当たり	合宿所	200円
	1時間当たり	会議室	400円

備考

- 1 この表において「入場料を徴収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 2 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。
- 5 この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 6 この表により利用料金の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 7 施設等の使用に当たり電気を消費し、又は暖房を使用する場合は、(1)の表に掲げる額に(3)の表に掲げる額を加算した額とする。ただし、会議室を使用する場合は、電気消費に係る加算額は、加算しないものとする。